

議案第7号

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

(新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会の委員長と委員、農業委員会」を「農業委員会」に改める。

別表中

「

教育委員会委員長	月額 150,800円
教育委員会委員	月額 126,100円

」を

「

教育委員会委員	月額 126,100円
---------	-------------

」に

改める。

(新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市青少年問題協議会設置条例(昭和39年条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「2人」を「1人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市教育長

第2条第4項中「前項第8号」を「前項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条及び別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会に、委員長及び教育委員である教育長が置かれなくなることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。